

奈良県シニアサッカーリーグ実施要項細則(2025年度)

改定:2025年3月16日

一部改定:2025年7月14日

※ **細則項目Noは実施要項記載No同じとする**

2 運営に関して細則

別紙運営委員会組織の構成委員をもって運営にあたる事とする。
各リーグ参加チームにおいては加盟申込に記述項目を厳守し協力すること。

3 参加資格細則 (※原則シニア種登録選手においては性別の区別は行わない)

- ① O40カテゴリーに関しては日本サッカー協会(奈良県サッカー協会)所属シニア種別で加盟登録された単独チームである事。
選手は上記に所属し**1986年(昭和61年)**4月1日までに生まれた選手である事。
- ② O50カテゴリーに関しては日本サッカー協会(奈良県サッカー協会)所属シニア種別で加盟登録された単独チーム若しくは、日本サッカー協会(奈良県サッカー協会)所属シニア種別で加盟登録されたメンバーにより構成された合同(混成)チーム(特例50-1)も可とする。
合同(混成)チームにおいても日本サッカー協会(奈良県サッカー協会)チーム加盟登録は必要とする。
選手は上記いずれかに所属し**1976年(昭和51年)**4月1日までに生まれた選手である事。
- ③ O60カテゴリーに関しては日本サッカー協会(奈良県サッカー協会)所属シニア種別で加盟登録された単独チーム若しくは、日本サッカー協会(奈良県サッカー協会)所属シニア種別で加盟登録されたメンバーにより構成された合同(混成)チーム(特例60-1)(特例60-2)ならびに(特例60-3)も可とする。
選手は上記に所属し**1966年(昭和41年)**4月1日までに生まれた選手である事。

特例50-1 (チーム構成規定)

O50カテゴリーに関して特例として合同(混成)チームである事の規定としてこれに関しては**2025年度**において適応する。 **※2025年度よりアンダー枠は撤廃とする。**

特例60-1 (チーム構成規定)

O60カテゴリーに関して特例として合同(混成)チームである事の規定としてこれに関しては**2025年度**において適応する。

特例60-2 (アンダー枠規定)

O60カテゴリーに関してアンダー枠規定を設ける事とする。
特例アンダー枠規定とは③規定の生まれ月日以降で**1968年(昭和43年)**4月1日までに生まれた選手であればメンバーを**同時に3名まで**試合に参加出場を認める。

特例60-3 (女子選手枠特例)

18歳以上(高校生不可)出場可とする。
但し、日本サッカー協会所属(奈良県サッカー協会)加盟登録された選手。
社会人等、出場する選手は選手証を各リーグ競技委員に提出し許可を受けメンバー登録する事。

- ④ 全ての選手はスポーツ障害保険に加入し参加する事とする。
- ⑤ チーム内に有資格者審判員(4級以上2名)を確保する。
- ⑥ 参加エントリー期間
2025年2月1日から2月10日(新規チーム・継続チーム)
上記までの期間に所定のリーグ参加申込書(加盟登録届け)を連盟に提出し承認を受ける事。
新規参加チームにおいては所定期間に加盟登録届けを連盟に提出し審査及び(ヒアリング)承認を受ける。
※所定期間とは連盟より年度毎に告示

5 リーグの運営

- ④ 審判
資格4級以上とする。※主審・副審・4審共、有資格者とする事。
審判服に関して主審・副審・4審全てにおいて上下着は審判服用する事を必須とする事。
4審(及び会場担当)に関してはHP上の運営について会場担当編、4審の役割内容を厳守する事。

審判に関する特記事項

審判割り当ては選手登録の無い者でも可とする。
但し、登録内容確認表の所属審判(有資格者)に登録された者に限る。

- ⑤ 棄権敗・不戦敗における得点ならびに勝ち点
棄権敗・不戦敗においては全て試合結果を0-5とし、試合開始前の不戦敗にのみ勝ち点において-3点とする。

棄権敗・不戦敗における罰則

- ・回数毎において罰則を課するものとする。
- ・一回目において:対戦相手チームの次節以降の担当審判代行
- ・二回目において:対戦相手チームの次節以降の担当審判代行+会場担当代行(三回目以降は同じ)
且つ、棄権敗又は不戦敗を二回以上行くと次期リーグに関しては降格とする。
これらの罰則を規律委員から対象試合日程を指示し、上記罰則に当たるものとする。

6 競技(試合)の運営・規則

①警告及び退場

- [1] 退場
同一試合において2枚のイエローカードで同試合退場。次節試合(1試合)出場停止。
※次節試合とは同カテゴリーでの試合を言う。悪質な場合はこれによらず。
- [2] レッドカードで退場。基本次節試合(1試合)出場停止
※次節試合とは同カテゴリーでの試合を言う。悪質な場合はこれによらず。
但しレッドカードの場合は何試合出場停止とするかは内容により連盟規律委員会にて審理・裁定。
悪質な場合、数試合の出場停止もありうる。
- [3] 累積イエローカードでの出場停止に関して
年間リーグ試合9試合以下の場合は2枚、10試合以上の場合は3枚の累積で次節試合(1試合)出場停止とする。
※次節試合とは同カテゴリーでの試合を言う。悪質な場合はこれによらず。
(以降の処置については連盟規律委員会にて審理・裁定)
- [4] 同一試合中イエローカードを受け次にレッドカードの場合。
次節試合(1試合)出場停止とし([3]に準ずる)イエローカードは累積で残る。
※次節試合とは同カテゴリーでの試合を言う。悪質な場合はこれによらず。

②メンバー表の提出(メンバー表に関して)

登録方式とは各リーグ競技委員に登録メンバー表と選手証を提出し確認を受けた上で競技委員の確認押印のあるものとし試合当日の選手証の提示は不要とする。登録、抹消時毎に行うものとする。登録メンバーの追加又は削除の場合は5日前までを受付(提出日とする)の対象とする。但し、大会においては登録方式を採用せずメンバー表と選手証を提出する。

③選手証の承認条件

JFAから発行された電子登録選手証に写真(顔)を登録したもの。
コピー可(印字が判別できるもの)写真(顔)を登録されたもの。
※コピーされたものに写真を貼り付けたものは認めないものとする。

④メンバー表に関する不正(詐称、虚偽)行為等に対する罰則規定

出場選手が他の選手の名前を使用出場又は他チーム登録者が出場した場合における罰則

- [1] チーム代表者においては以後永久追放とする。
[2] そのチームの戦績抹消および登録抹消。

補足事項:

- ・当該選手も把握した上での行為であればチーム代表者と同罰則([1])とし、また、チーム全体が把握していた場合も把握していた選手を対象とし同罰則([1])とする。
- ・その他の場合の選手においては他のチームへ移籍するかもしくは選手により新しいチームにて参加することを良しとする。同ユニフォームは使用できない。

⑤再試合の場合(再開の起点)

- [1] 得点有無に関係なく中断時点からの再開とする。
[2] 警告、退場は全て中断時点までを継続適応する。
[3] 人数(選手)は中断時点と同様とする。
当初の試合のメンバー表出場欄に○印または/印の記載がありメンバーチェックを受けた者のみ出場可能とする。但し、当初の試合の出場メンバーが参加不可の場合メンバー表に記載あるメンバーで補充し、また当初の試合のメンバー表記載のメンバー数まで追加補充する事ができる。

⑥再試合の場合の試合結果報告書への記載義務

- ・当該試合の総得点記入欄に「○○分○○秒中断 再試合」と記載
- ・特記事項欄に詳細事項を記載。
- ・会場担当者は各リーグ運営委員に報告し、運営委員は再試合の為の日程調整を行う。
- ・中断があった場合は次節リーグ戦の前に再試合を行う事とする。
※ 再試合の前に他のカードを実施した場合、警告、退場の処分が他の試合で適応されるのを防ぐ為にある。(警告、退場処分がない場合はこれにあらず。)

⑦雷による中断の要旨

雷鳴が聞こえたら直ちに試合を中断し、**20分待ち20分後**に回復していれば、試合を行う。

再度雷鳴が聞こえたら、その時点から更に**20分**待つ。

- ⇒ 試合前の場合: 開始時間に間に合わない場合、第1試合は中止。
以降(第2試合・第3試合)も同様。
- ⇒ 試合中の場合: 当該試合を中断とし、**20分後**に回復していれば再開。
それ以降の試合開始時間をずらすため、第3試合が中止となる。
全試合中止の場合、試合途中の試合についての再試合は上記の通りとする。

※会場担当者は中断により中止となる試合における当該チームへ試合中止となる旨を連絡する。

⑧リーグ試合球

連盟配布指定球は、O40、O50は一般球、O60は400g(シニア軽量球)900hPaを使用。

8 ユニフォームに関する細則

基本:(公財)日本サッカー協会 ユニフォーム規定(2024)を適用する事。

奈良県シニアサッカーリーグにおける特例

- 特例1 ユニフォームは1着以上を持参(2着以上が好ましい)。※相互確認する事を良とする。
正・副の2色については明確に異なる色とする。
- 特例2 アンダーシャツの色は問わない。原則、チーム内で同色のものを着用する。
アンダーショーツ及びタイツの色は問わない。原則、チーム内で同色の物を着用。
ソックステープ等の色は問わない(チームでの統一の必要なし)
- 特例3 ユニフォーム(シャツ及びショーツ及びソックス)に関し同色、同柄であればメーカー等マークの有無や違いまでは認めるものとする。(マークとはワンポイント部分とする)
帯状の文字は柄として扱い不可とする。
- 特例4 胸番号及びチーム識別表記(チーム名・エンブレムまたはその両方)必要とする。
但し、シャツ正面にチーム識別表記することを原則とするが、そのチームであることが識別可能であれば良しとする。(例 AAAA.FC→AAAA AAAA.地名→AAAA)

注意事項

- ① ピブス着用は不可とする。
- ② キャプテンマークを着用する事。
- ③ 組み合わせ表における左記側のチームをホームチーム扱いとし右記側をアウェイチーム扱いとする。
原則ホーム側にユニフォーム選択権を与える。
- ④ 他府県や全国大会等への出場の場合は大会ユニフォーム規定準ずる。
- ⑤ 原則、FPならびにGKのユニフォームにおける表記(番号、チーム識別表記、広告等)は同じにする。

9 大会参加等における特記事項の項目は削除し、大会要項に準ずる。

その他:

- ① コロナ感染症対策における特記事項 **※2025年度は適用せず**
メンバー表チェック時にメンバーからの健康チェックリスト未提出(確認欄チェックなし)の場合、そのメンバーは会場担当者(四審)に健康チェックリストを提出し必ずチェック確認を受ける事。
チェック確認のない場合は出場できない。**確認欄チェック及び代表署名は直筆とする。**
- ② 登録・移籍に関する取り決め事項
 - [1] O40・O50リーグにおいて同チーム間での移籍は可とし、移籍後は必ずチームメンバー登録を行いリーグ競技委員の押印のあるもの(メンバー表)のみを有効とする。
メンバーの移籍(新規)追加、抹消ある時はその都度リーグ競技委員の押印を必要とし登録受付はリーグ試合期日の5日前までとする。
 - [2] 所属チームのリーグ戦終了後に、同カテゴリーの他チームへの移籍(追加登録)を禁止。